

荒尾市広告付案内板設置者募集要領

荒尾市では、市役所来庁者の利便性の向上、地域経済の振興、行政コストの削減等を目的として、市内事業者等の広告を掲載した庁舎等案内板（以下「案内板」という。）を設置します。

この案内板の設置及び広告を一括で取り扱う事業者を募集しますので、申込みを希望される方は本募集要領の内容を承知の上、お申し込みください。

1. 応募資格

本事業への申込を希望する者は、次に掲げるすべての要件を見たさなければならないものとする。

- (1) 本要項の内容を理解し、確実に履行することができる事業者であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものでないこと。
- (5) 当該案内板の設置事業と類似する事業に関し実績を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) その他明らかに応募者として不適当と認められるものでないこと。

2. 施設概要

(1) 設置場所

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所本庁舎1階 総合案内付近（別紙資料参照）

(2) 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 閉庁日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3. 案内板本体

- (1) サイズは、幅2,100mm×高さ2,100mm×奥行100mm程度とする。
- (2) スチール鋼板製でメタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- (3) 地図及び広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形若しくはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮すること。
- (4) 照明機能は、LED電照式等の省エネタイプとし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン・オフが容易にできること。

- (5) 行政情報専用として、パンフレットラックを備え付けること。
- (6) 本体枠の角が鋭角とならないように加工すること。
- (7) 庁舎施設に負担の少ない方法で、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分講ずること。

4. 掲示内容等

- (1) 掲示内容は市全体図、庁舎案内図及び広告の3部構成とし、それぞれの表示面積は全体の3分の1程度とする。
- (2) 市全体図は、1年に1度、地図内調査を行い更新すること。
- (3) 庁舎案内図は、必要に応じて修正ができるよう、随時更新が可能な体制を整えておくこと。
- (4) 地図面は、実態に即してきれいに作成し、視覚障害者に配慮したバリアフリー仕様とすること。
- (5) 市内の主要公共施設、観光、避難場所等に関する市政情報を掲出することとし、広告面に空きがあるときは、市の観光写真を使用すること。
- (6) 地図はモバイル（携帯電話等）との連携ができるようにすること。
- (7) 広告内容は、荒尾市広告掲載事業実施要綱（平成20年告示第128号）及び荒尾市広告掲載基準を遵守し、広告掲出前に市の事前審査を受けること。
- (8) 広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。

5. 案内板の設置期間

令和5年11月28日以後の日で、案内板を設置した日から5年間とする。

6. 広告掲載料等

(1) 広告掲載料

別紙荒尾市広告付案内板設置申込書（様式第1号）において納入可能な金額（年額、消費税込み）を提示すること。

(2) 行政財産使用料

設置事業者は、毎年度、案内板の広告表示面積1㎡（1㎡に満たない端数が生じた場合は、1㎡とする。）につき、荒尾市行政財産使用料条例（平成17年条例第3号）の規定により算定した行政財産使用料を負担するものとする。

【参考】

令和5年度における使用料は、広告表示面積1㎡につき年額2,420円（消費税込み）

※1年に満たない期間の行政財産使用料は月割り、日割りにより算定する。

(3) その他の必要経費

案内板の稼働に必要な電気使用料は、設置事業者の負担とする。なお、設置事業者は、案内板の設置に当たり電気使用料を算定するための子メーターを自らの負担で設置することとする。また、案内板の製作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する経費についても設置事業者の負担とする。

(4) 納入方法

広告掲載料及び行政財産使用料は、年度ごとに一括で市が発行する納入通知書により納入するものとし、期間が1年に満たない場合は月割り又は日割りにより計算する。ま

た、電気使用料は、「行政財産使用に伴う電気使用料支払いに関する契約」を締結し、当該契約書に基づき納入するものとする。

7. 申込み及び設置事業者の決定

(1) 申込方法

申込みは、「8. 申込及び問合せ先」に持参又は郵送により提出すること。

(2) 申込期間

ア 受付日

令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）まで

※閉庁日を除く。

※郵送の場合は、令和5年11月15日（水）の午後5時15分までに必着とする。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出書類

ア 荒尾市広告付案内板設置申込書（様式第1号）

イ 商業・法人登記に係る登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 市税等の滞納がないことを証する書類（市内に事業所等を有しない場合は、所在地の市町村で滞納がないことを証する書類）

エ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第2号）

オ 広告媒体の概要が分かる資料（イメージ、コンテンツなど）

カ 当該案内板の設置事業と類似する事業に関し、過去3年間分の実績をまとめた書類

キ 会社概要（パンフレット可）

(5) 案内板設置事業者の決定

応募資格に係る審査等を行った上で、広告掲載料について最も高い金額を提示した事業者を設置事業者とする。ただし、複数の事業者が最も高い金額を提示した場合は、抽選により決定する。

(6) 申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込を無効とする。

ア 申込資格のない者が行ったとき

イ 本要項で示した提出方法、提出期限、提出先等が守られなかったとき

ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき

(7) 結果の通知

設置事業者の決定後、申込みのあった事業者に対し、結果を通知する。

(8) 決定後の手続

ア 設置事業者と市による案内板設置に係る協定書を締結する。

イ 案内板に掲載する広告については、設置事業者において広告主を募集するものとする。

ウ 設置事業者において広告主及び広告内容（広告図案）が内定したときは、広告主・広告掲載内容審査申込書（様式第3号）を市に速やかに提出すること。

エ 市は、広告関連規定に基づき審査し、広告主及び広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第4号）により通知する。

オ 地図掲載内容は、事前打合せを行い、市の要望が反映できるよう製作体制を整えること。

カ 設置事業者は、協定書に記載される設置期間の開始日までに案内板を設置すること。

キ 案内板の設置に当たっては、別途行政財産使用許可等の手続が必要となる。

8 申込み及び問合せ先

〒864-8686

荒尾市宮内出目390番地

荒尾市役所 財政課 公有財産管理室

電話 0968-63-1292

Email zaisei@city.arao.lg.jp